(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

神石高原町のハザードマップによると、当商工会が立地する地域において、平成3年9月の台風19号、平成11年6月の広島市、呉市等を中心とした梅雨前線による豪雨、平成30年7月豪雨などと同程度の台風、豪雨等による河川の氾濫、浸水、崖くずれ、家屋の倒壊等の災害が想定される。

(令和元(2019)年6月修正 神石高原町地域防災計画(基本編)p.10参照)

(土砂災害:ハザードマップ)

神石高原町のハザードマップによると、山間の地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

①土石流危険渓流の状況 (平成29年4月1日現在 広島県砂防課調べ)

	土石流	延長	保全対象
	危険渓流数	(km)	人家戸数(戸)
油木支所	31	19. 93	41
神石支所	55	23. 36	120
豊松支所	17	6. 16	31
三和支所	48	30. 08	144
合 計	151	79. 53	336

※平成14年6月1日公表数值

(令和元(2019)年6月修正 神石高原町地域防災計画(附属資料)p.131参照)

②急傾斜地崩壊危険箇所の状況(人家5戸~)(平成29年4月1日現在 広島県砂防課調べ)

	自然斜面	人工斜面	合 計
油木支所	8	_	8
神石支所	16	9	25
豊松支所	3	_	3
三和支所	8	_	8
合 計	35	9	44

※平成12年度に再調査を実施し、広島県が平成14年6月1日に公表

(令和元(2019)年6月修正 神石高原町地域防災計画(附属資料)p.137参照)

神石高原町における地震による人的・物的被害は、広島県地震被害想定調査では、次のように想定されている。(上記想定地震の中で、被害が大きい南海トラフト巨大地震及び、どこでも起こりうる神石高原町直下の地震について示した。)

(令和元(2019)年6月修正 神石高原町地域防災計画(基本編)p.14参照)

①人的・物的被害の想定

	建物	建物被害(棟)		人的被害(人)		ライフライン被害			
	全壊	半壊棟	焼失	死	負傷	要救	断水人	下水	停電
想定地震	棟数	数	棟数	者	者	助者	口	支障	軒数
								人口	
南海トラフ巨大地震	91	228	0	0	12	0	93	408	0
どこでも起こりうる直下の	000	1 604	0	1.0	0.50	1.5	1 007	F.6.7	0.000
地震(神石高原町直下)	280	1, 694	0	16	350	15	1, 097	567	2,906

[※]広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月)による。

想定条件は、それぞれの被害が最も大きくなる場合とされる条件を使用(建物被害、人的被害は、冬深夜・風速11m/s、ライフライン被害は、冬18時・風速11m/s)。

(令和元(2019)年6月修正 神石高原町地域防災計画(基本編)p.14参照)

②想定地震別の態様と発生率

想定地震	長さ	幅	上端	マグニチュ	今後30年以
	(km)	(km)	深さ	ード M	内の発生確
			(km)		率
南海トラフ巨大地震	_	_	ı	9. 0	_
安芸灘~伊予灘~豊後水道	-	_	_	6.7~7.4	40%
讃岐山脈南縁-石鎚山脈縁東部	約130	20-30	0	8.0程度も しくはそれ 以上	ほぼ0~0.3%
石鎚山脈北縁	約30	不明	0	7.3~8.0程 度	ほぼ0~0.3%
石鎚山脈北縁西部-伊予灘	約130	不明	0	8.0程度も しくはそれ 以上	ほぼ0~0.3%
五日市断層	約20	約25	0	7.0程度	不明
己斐-広島西縁断層帯 (M6.9)	約10	不明	0	6.5程度	不明
岩国断層帯	約44	20程度	0	7.6程度	0.03~2%
安芸灘断層群(主部)	約21	不明	0	7.0程度	0.1~10%
安芸灘断層群(広島湾-岩国沖断層帯)	約37	不明	0	7.4程度	不明
長者ケ原断層-芳井断層	約37	_	ı	7. 4	_
どこでも起こりうる直下の地震	-	- 1z b 7	-	6. 9	-

[※]広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月) による。

(令和元(2019)年6月修正 神石高原町地域防災計画(基本編)p.11参照)

(その他)

平成30年7月豪雨(梅雨前線と台風7号の影響による豪雨)により、町内では、7月5日~8日の4日間で、404mm、6日には199mm(いずれも油木地区)の大雨が降り、3河川(父賀川、小田川、阿下川)が越水、ため池が7か所損壊(提体の一部崩壊、法面陥没等)したほか、土石流が5か所で発生した。

(位置、面積、地勢)

神石高原町は、広島県東部の中国山地が南に張り出した高原地域の中に位置しており、標高は400~500mとなっている。さらに、広島県の東部・福山市の北隣りに位置しており、福山市中心部までの距離は約30km(神石高原町本庁舎)~50km(神石支所)で、町全体の面積は、391.98kmである。(気候)

神石高原町は、夏と冬の気温の差が大きく、(最高気温 32.5℃、最低気温-11.0℃)、特に夏季においては、昼夜の温度差が大きい。

年間降水量は 1,440 mmであり(油木観測所における観測値)、これは広島地方気象台(広島市)における観測値 1,671 mmよりも、231 mm少なくなっている。

(令和元(2019年)6月修正 神石高原町地域防災計画(基本編)p.8参照)

(2) 商工業者の状況

- 商工業者等数 455人
- · 小規模事業者数 303人
- ・商工業者の会員数 324人(平成31年度商工会実態調査(平成31年4月1日現在)) 【内訳】

	業種	商工業者の会員数	小規模事業者数
	建設業	59	57
	製造業	51	45
	卸売業	9	9
商工	小売業	117	112
業者	飲食店	15	15
	宿泊業	4	4
	娯楽業	4	4
	娯楽業以外	45	43
	その他	20	14
	合 計	324	303

(3) これまでの取組

- 1) 神石高原町の取組
- ・地域防災計画の策定

令和元年(2019)年6月修正 神石高原町防災会議により、平成30年7月豪雨災害の教訓を生かした改定を実施。

- ・防災訓練の実施
 - 災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施。
- •情報伝達

IP告知端末放送、データ放送、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車等の利用により、速やかに住民に周知を行っている。

・災害協定の締結

県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応するとしている。

また、専門的な知識、施設、設備を有する民間事業者との協定締結により官民一体で災害に対応できる体制を構築している。

- 防災組織の整備
- ・自主防災組織の育成、指導

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の 関係者らによる自主的な防災組織の組織化を支援した。

・防災リーダーの育成

自主防災活動に係る人材を確保するため、住民の防災士資格取得を支援するなど、防災リーダーの育成を図った。

・防災備品の備蓄

食料、毛布、ストーマ装具などの物資を、市内各地域の指定避難所等に分散備蓄を行った。

被災者の生活再建の支援

被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者へ罹災証明書の交付を行った。

・令和2年3月 神石高原町国土強靭化地域計画の策定

神石高原町国土強靭化地域計画とは、大規模自然災害から町民の生命、身体及び財産の保護並び に町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国及 び 広島県の施策との連携を図るとともに、町民、事業者等との連携により、強靭な地域づくり を推進するための指針である。

2) 当会の取組

- ・事業者BCP(※)に関する国の施策の周知
- 広島県中小企業共済組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・平成30年7月豪雨による災害復旧のための補助事業について

補助金項目	支援先		支援先		補助金	補助率
小規模事業者被災地型	小規模事業者	17件	22,080千円	上限2,000千円(国)		
持続化補助金				上限 250千円 (県)		
				補助率2/3		
広島県中小企業等グル	中小企業者	1件	3,405千円	補助率3/4		
ープ施設等復旧整備補	小規模事業者	3件				
助事業復興事業計画						

· 令和元年度事業者BCP作成

業種	件数
林業	2
農業	1
サービス業	1
娯楽業	1
合 計	5

※ Business Continuity Plan:企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。(中小企業庁編「「中小企業BCP策定運用指針」の9-1「用語集」」参照)

Ⅱ課題

現状では、緊急時の取組について、商工会内の抽象的な話し合いにとどまり、協力体制の重要性を踏まえた具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、また、平時・緊急時のいずれの場合においても事業継続力強化支援に関する対応を推進するためのノウハウをもった人員が充分にはいない。さらに、保険・共済に対する助言を行うことができる法定指導員等職員が当会には不足している、といった複数の課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と神石高原町との間に、被害情報報告ルートを 構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、当会の組織内における体制、関係機関との連携体制を 平時から構築する。
- · 事業者BCP作成支援
 - 小規模事業者を中心とした作成支援を行う。

令和元年度事業者BCP作成件数5件(上記 2)当会の取組参照)を基に検討した結果、1年間で概ね5件、5年間で25件(小規模事業者数合計の8.2%)を成果目標とする。

【成果目標】5年計画

	業種	商工業者の会員数	小規模事業者数	BCP 作成目標
	建設業	59	57	4
	製造業	51	45	3
	卸売業	9	9	1
商工	小売業	117	112	9
業者	飲食店	15	15	2
	宿泊業	4	4	1
	娯楽業	4	4	1
	娯楽業以外	45	43	3
	その他	20	14	1
	合 計	324	303	25

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年9月1日~令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・ 当会と神石高原町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・ 当会では、平成30年7月豪雨災害で被災し、売上減少等を経験された小規模事業者があったことから、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・ 令和2年策定「神石高原商工会事業継続計画 (BCPマニュアル)」について、本計画との整 合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策に取り組む。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、各事業所の立地状況を踏まえた自然 災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等 の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・ 商工会報や神石高原町の広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策 の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む) の策定による実効 性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の 施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・ 当会は、当会自体が被災した際もただちに地域の小規模事業者の支援が行えるよう,令和2 年事業継続計画を作成する(別添「神石高原町商工会事業継続計画(BCPマニュアル)」のとおり)。

3) 関係団体等との連携

- ・ 広島県中小企業共済協同組合及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門 家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実 施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認と継続支援。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・ 自然災害が発生したと仮定し、神石高原町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は「神石 高原商工会事業継続計画(BCPマニュアル)」に沿って実施する)。

< 2. 発災後の対策>

・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下 記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。

(神石高原商工会事業継続計画(BCPマニュアル)に記載のとおり、LINEWORKS等を利用した安 否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町 で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 なお、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員 自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。
- ・ 職員に対しての事務連絡は、非常時連絡網で、LINEWORKS、電話、メール等で情報 伝達を行っていく。

(被害規模の目安は以下を想定)

(100 11 70 100 11 11 200 10 10	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」 等、比較的軽微な被害が発生している。
大規模な被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、 大きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が
	遮断されており、確認ができない。
	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、
被害がある	比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」
	等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

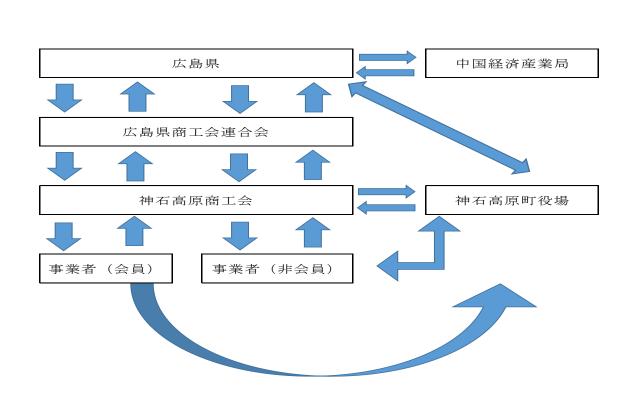
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と神石高原町は以下の間隔で被害情報等を共有する。
- ・被害に応じて変更がある可能性がある場合は、その都度対応を変更する。

発災後~1週間	1日に3回共有する
1週間~2週間	1日に1回共有する
2週間~1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に 行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と神石高原町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法 について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と神石高原町が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。(メールまたはFAX)
- ・ 当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、神石 高原町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・ 相談窓口の開設方法について、神石高原町と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、 特別相談窓口を設置する)。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や広島県、神石高原町等の施策)について、地区内小規 模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・ 神石高原町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を 行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣 等を県や市町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

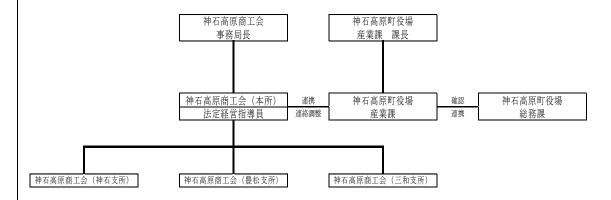
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年6月現在)

(1) **実施体制**(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

代表指導員 経営指導員 大石 美砂 (連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
- ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会 関係市町連絡先

① 商工会

神石高原商工会 油木本所 経営支援課

〒720-1812 広島県神石郡神石高原町油木乙 1994 番地 2

TEL:0847-89-0001 / FAX:0847-89-0140

E-mail: jkougen@hint.or.jp

神石高原商工会 神石支所

〒720-1812 広島県神石郡神石高原町福永 1632 番地 2

TEL:0847-87-0136 / FAX:0847-89-4003

神石高原商工会 豊松支所

〒720-1704 広島県神石郡神石高原町下豊松 741 番地

TEL:0847-84-2007 / FAX:0847-84-2264

神石高原商工会 三和支所

〒720-1812 広島県神石郡神石高原町小畠 2025 番地

TEL:0847-85-2338 / FAX:0847-89-3013

②関係市町

神石高原町役場 産業課

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠 1701 番地

TEL:0847-89-3337 / FAX:0847-85-3394 E-mail:jk-sangyou@town.jinsekikogen.lg.jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	910	910	910	910	910
• 専門家派遣費	200	200	200	200	200
• 委員会運営費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	340	340	340	340	340
・パンフ、チラシ作製費	90	90	90	90	90
・チラシ配布郵送費	100	100	100	100	100
• 備蓄等消耗品費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- 1 広島県「小規模事業指導費補助金」
- 2 神石高原町「商工会運営補助金」
- 3 会費収入
- 4 特別賦課金、受託料
- 5 国補助金収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 (該当なし)	北いては八にめてている。この人女有の人力
(談ヨなし)	
	連携して実施する事業の内容
(I)	上げると大地する事業の自行
2	
3	
•	
•	
•	
	連携して事業を実施する者の役割
1)	
2	
3	
•	
•	
	連携体制図等
1	7C-9711 113 F1 4
2	
3	
L	